

令和6年度版

防 犯 ハンドブック

犯罪被害に遭わないために



©群馬県 ぐんまちゃん

企画発行 群 馬 県
監 修 群馬県警察

はじめに

本県における刑法犯認知件数については、令和3年まで減少していましたが、令和4年から増加に転じ、令和5年は13,326件と大幅に増加しました。また、人口10万人当たりの刑法犯認知件数は690件と47都道府県中2番目に多い状況です。県民の皆様の身近に発生する犯罪では、特殊詐欺は、高齢者を中心に依然として被害が多発しており、また、乗り物盗、車上ねらい、忍び込み等の侵入盗が増加傾向にあることから注意が必要です。

県では、平成16年6月16日に「群馬県犯罪防止推進条例」を施行し、条例施行日にちなみ毎月16日を「県民防犯の日」と定め、県民・事業者・警察・行政が一体となって犯罪の起こりにくいまちづくりを進めています。

さらに、平成27年5月、金融機関をはじめとする事業者、関係団体等の参加による「群馬県振り込め詐欺等根絶協議会」を発足させ（令和2年4月、名称を「群馬県特殊詐欺等根絶協議会」に変更）、行政・警察・民間企業・関係団体が一体となり、特殊詐欺根絶に向けて取り組んでいます。

本書は、県民の皆様の身近で発生する犯罪について、犯罪を未然に防止するための対策と、万が一犯罪に遭ってしまった場合の基本的な対処法等をまとめたもので、データの更新や内容の一部見直しを行い改訂版を毎年発行しています。

県民の皆様には、本書を参考に日常生活等において犯罪の被害に遭わないために、自ら安全の確保に努めていただき、「自分の安全や財産は自分で守る」という自主防犯意識を高めていただくとともに、地域の安全は地域で守るという「地域防犯」の推進に御協力をお願いいたします。

令和6年9月

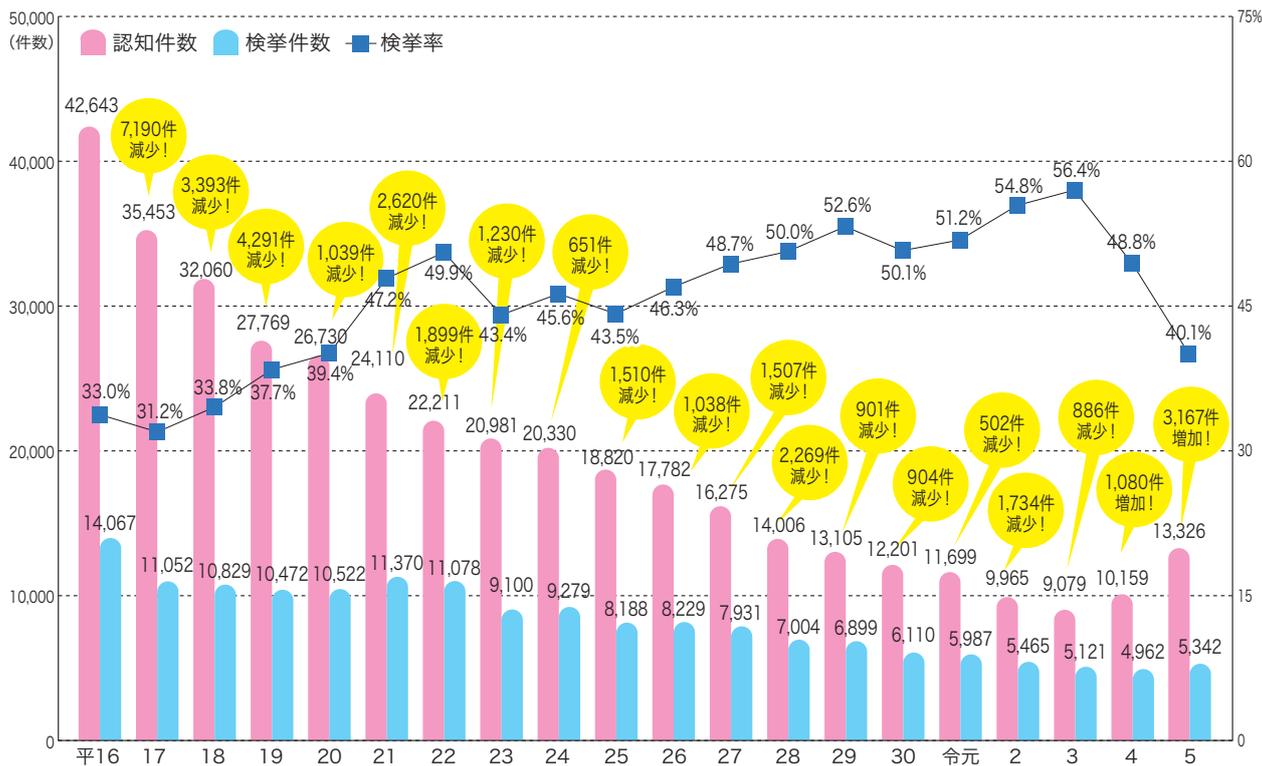
犯罪被害に遭わないために



目次

◇データで見る犯罪情勢◇	2
群馬県内の特殊詐欺被害状況(令和5年)	3
◇オレオレ詐欺などの特殊詐欺◇	5
オレオレ詐欺・預貯金詐欺	5
キャッシュカード詐欺盗(窃盗)・還付金詐欺	6
コラム「特殊詐欺電話対策機器を設置しましょう！」	7
架空料金請求詐欺・融資保証金詐欺	8
金融商品詐欺・キャンセル詐欺・交際あっせん詐欺・その他の特殊詐欺	8
SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺	9
金融機関窓口でのお声かけについて・ATM利用限度額の引下げをしましょう	10
◇空き巣・忍込みなどの侵入盗難◇	11
◇車上ねらい◇	17
◇自動車盗◇	18
◇自転車盗・オートバイ盗◇	20
◇ひったくり・恐喝◇	21
◇痴漢(不同意わいせつ)などへ子どもや女性を対象とした犯罪◇	22
SNS利用における注意点・ヘルプミーハンドサイン・防犯動画の紹介	24
◇地域住民による自主防犯活動◇	25

■本県の犯罪情勢（刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率の推移）



令和5年の県内の刑法犯認知件数 13,326件

- 令和3年まで減少していたが、令和4年から増加に転じた。
- 認知件数の前年比増加率は31.2%
- 人口10万人当たり認知件数690件は、全国47都道府県中2位（前年は8位）
- 令和5年の検挙件数5,342件、検挙率40.1%

※刑法犯認知件数とは：

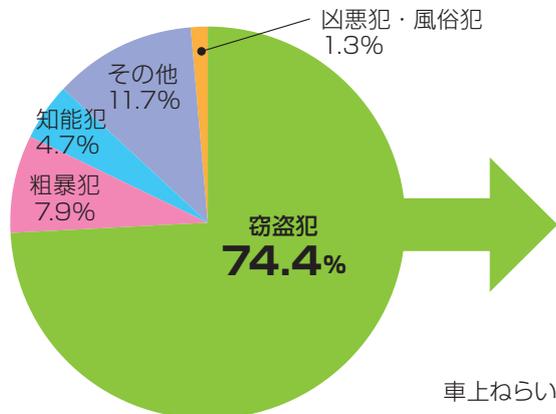
刑法犯のうち、被害届や告訴、告発、その他の端緒により、その犯罪の発生を警察が認知した事件の数をいう。

※「人口10万人当たり認知件数」の人口は、令和5年1月1日現在住民基本台帳に基づく人口を参照

データで見る犯罪情勢

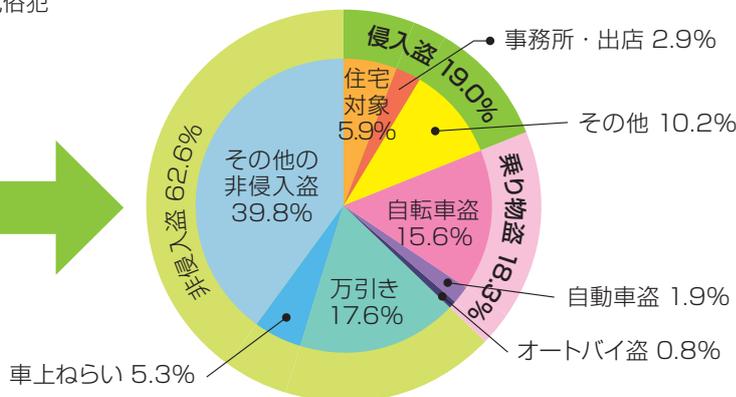
■刑法犯の罪種別内訳

本県における刑法犯認知件数のうち、「窃盗犯(泥棒)」が約7割を占めています。
※特殊詐欺は、知能犯に含まれます。



■窃盗犯の手口別内訳

窃盗犯のうち一番多いものは「万引き」、次いで「自転車盗」、「住宅対象侵入窃盗」などが続いています。住宅や事務所などへの「侵入盗」は窃盗犯全体の約19%です。



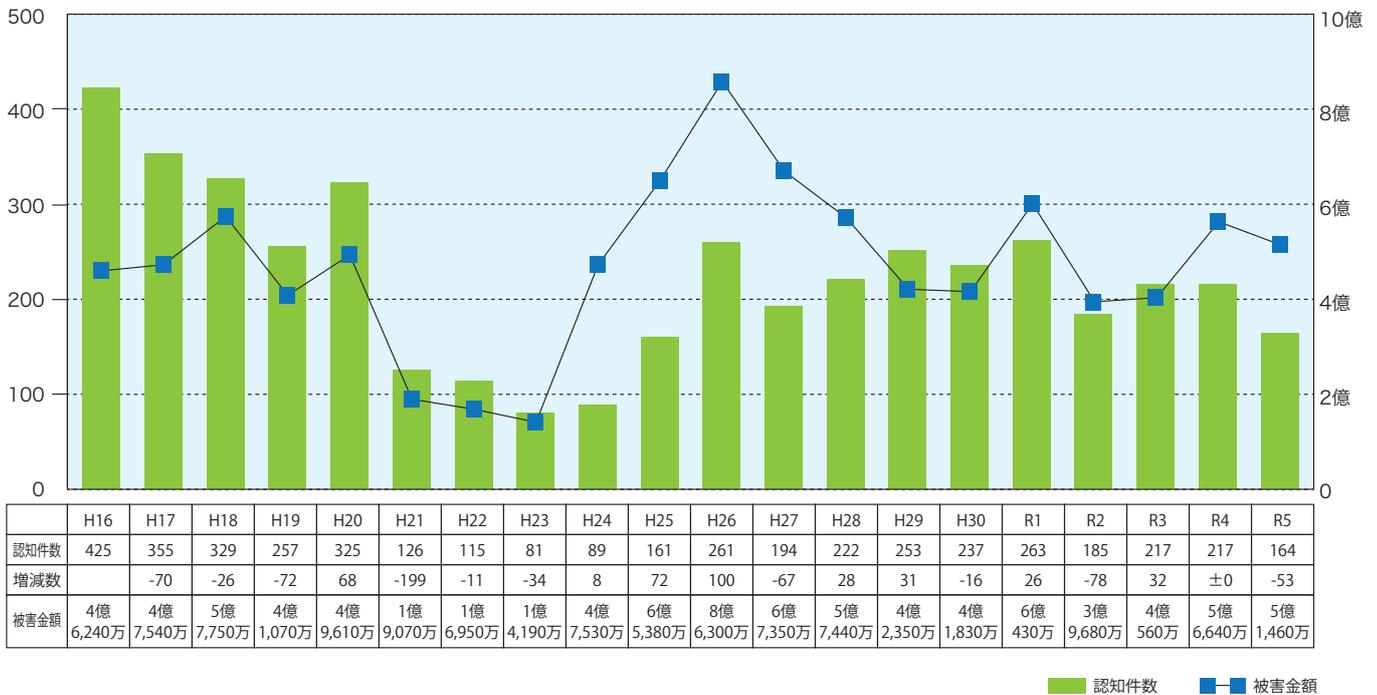
刑法犯の分類
凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び強制性交等
粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合
窃盗犯・・・窃盗
知能犯・・・詐欺、横領、偽造、汚職、背任
風俗犯・・・賭博、わいせつ



群馬県内の特殊詐欺被害状況(令和5年)

特殊詐欺認知件数の推移

※認知件数とは、被害届等の端緒により、発生を警察が認知した事件の数をいう。



令和5年の被害状況

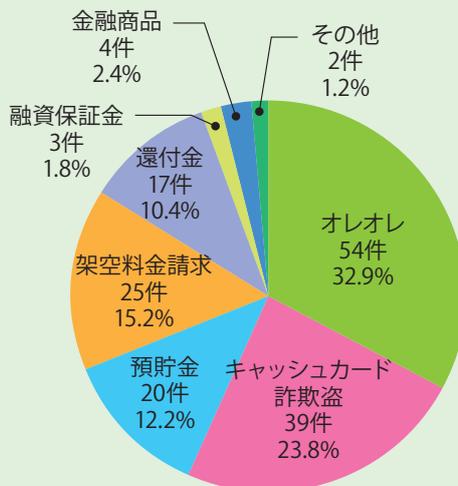
	発生件数	前年比	被害額	前年比
特殊詐欺全体	164件	－ 53件	約5億1,460万円	－約5,180万円
オレオレ詐欺	54件	－ 26件	約1億4,260万円	－約4,730万円
預貯金詐欺	20件	－ 11件	約1,690万円	－約3,640万円
架空料金請求詐欺	25件	+ 8件	約2億5,290万円	+約4,270万円
還付金詐欺	17件	± 0件	約2,470万円	+約460万円
融資保証金詐欺	3件	+ 2件	約1,180万円	+約1,150万円
金融商品詐欺	4件	+ 4件	約2,420万円	+約2,420万円
ギャンブル詐欺	0件	± 0件	0円	± 0円
交際あっせん詐欺	0件	± 0件	0円	± 0円
その他	2件	+ 2件	約170万円	+約170万円
キャッシュカード詐欺盗	39件	－32件	約3,970万円	－約5,270万円

※令和2年1月1日から特殊詐欺が10類型になり、預貯金詐欺はオレオレ詐欺とは別の区分となった。
(令和元年統計では預貯金詐欺はオレオレ詐欺に含まれていた。)

特殊詐欺被害の内訳

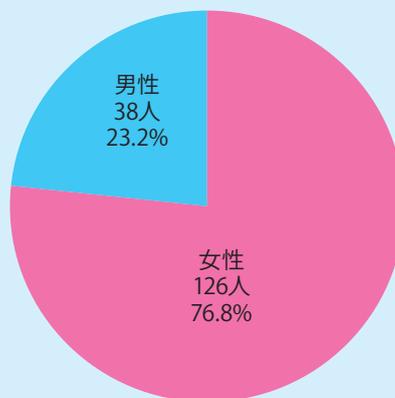
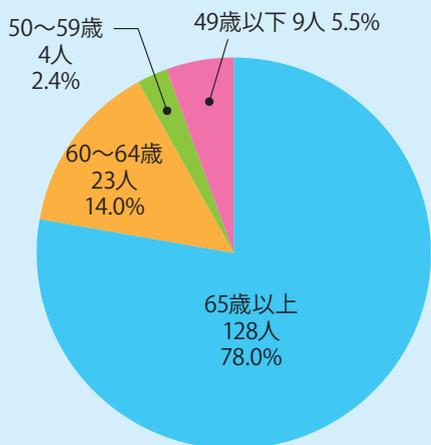
■主な手口

- オレオレ詐欺が最多(54件)
 - キャッシュカードを狙った手口が約3分の1以上
- ※(警察等をかたって電話をかけ、キャッシュカードを準備させて隙を見て窃取するキャッシュカード詐欺盗や、キャッシュカードをだまし取る預貯金詐欺と合わせると、キャッシュカードを狙った手口が36%を占める。)
- 1件当たり被害額が高額化
- ※(令和5年1件当たりの平均被害額約310万円)



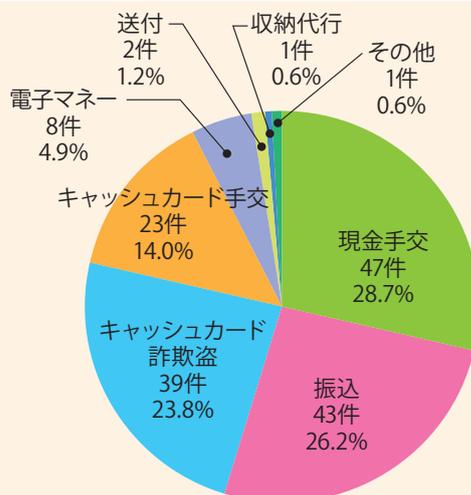
■被害者の年齢・男女別

- 高齢者(65歳以上)が全体の78.0%(128人)
- 女性が大半(76.8%)
- 60～64歳の被害は、還付金詐欺によるものが多い。(23人中 17人)



■被害状況の特徴

- 前年に比べ「振込」の割合が2倍以上に増え、「現金手交」、「キャッシュカード詐欺盗」及び「キャッシュカード手交」の割合は減少
- 「電子マネー」が前年の1件から8件に急増
- 「その他」の1件は暗号資産によるもの





オレオレ詐欺などの特殊詐欺

【特殊詐欺とは】

「電話やメール、ハガキやSMSのメッセージなどをきっかけとして、**対面することなく**信頼させ、**不特定の人から現金等**をだまし取る詐欺」

令和2年1月1日から分類が変更され10類型になりました。

オレオレ詐欺

〈手口1〉

被害者を信用させるため、あらかじめ電話で医師(病院)を名乗り、「息子さんが、現在病院でノドの治療(手術)を受けている。」「治療後に電話をさせる。」「などと言う手口が増えている。その後、息子や孫などの親族を名乗り「カバン、書類、財布を

なくした。中に大切な書類、小切手、取引に使う現金が入っていた。」「すぐにお金を用意しないと会社に迷惑がかかる。」「などと言うって現金を用意させ、自分の代わりに上司の息子や信用のできる知人が現金を預かりに行くことを伝え、それらの者が訪問し現金をだまし取る。

〈手口2〉

警察官を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。」「などと言うってインターネットバンキングの開設を指示してその口座に現金を振り込ませた後、不正送金によってだまし取る。

《被害に遭わないために》

- 家族で合い言葉を決めておく。
- いったん電話を切り、「携帯電話に登録してある連絡先」や「以前から使用している連絡先」に連絡し、本人や身内に事実を確認する。
- 現金やキャッシュカードは、本人以外の(代理人や会社の人)には渡

さない。

- 電話で「インターネットバンキング」と言われたら詐欺を疑う。

預貯金詐欺

〈手口〉

電話で、警察官、銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です。」「言うったり、役所、金融機関職員等を名乗り、「医療費などの還付金があります。こちらで手続きをするのでカードを取りに行きます。」「などと言うって暗証番号を聞き出し、犯人が訪ねて来てキャッシュカードをだまし取る(脅し取る)。

《被害に遭わないために》

- 相手が警察官や金融機関の職員などを名乗っていても、暗証番号は、他人には教えない。(言わない。書かない。)
- キャッシュカードは、誰にも見せない、渡さない。



キャッシュカード詐欺盗（窃盗）

〈手口〉

電話で、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「あなたのキャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする。」などと言う。その後犯人が訪ねて来て、キャッシュカードを封筒に入れさせ、印鑑等を取りに行くよう指示して、本人を玄関先から離れさせた際にキャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る手口。

《被害に遭わないために》

- 相手が警察官や金融機関の職員などを名乗っていても、暗証番号は、他人には教えない。（言わない。書かない。）
- キャッシュカードは、誰にも見せない、渡さない。

還付金詐欺

〈手口〉



電話で市役所や国の機関を装って、医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続きしてください。」などと言うって、被

害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる。

《被害に遭わないために》

- ATM（現金自動預払機）では、還付金、給付金を受け取る手続きはできません。
- 還付金、給付金があると言ってATMに誘導しようとするのは詐欺です。

【まとめ】

- 特殊詐欺電話対策機器を設置しましょう。（詳細は次ページ）
- 暗証番号を他人に教えない（言わない、書かない）ようにしましょう。
- 他人にキャッシュカードを見せたり、渡したりしないようにしましょう。
- 「他人には話さないで」と言われても警察や家族に相談しましょう。
- 相手から

「現金」

「キャッシュカード」

「暗証番号」

「コンビニの〇〇カード」

の言葉が出たら、詐欺を疑いましょう。

群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で動画配信中です。

■キャッシュカードすり替え
手口編



■キャッシュカードすり替え
防犯対策編



■詐欺の電話を見破れ！



■詐欺の犯人がうちに来た？！

